別表第二十号の十　TMCCセグメントの送出手順（第23条の11第２項関係）



注１　キャリア変調マッピングの信号処理手順等は、別記１に示すとおりとする。

２　TMCCデータセグメント構成の手順は、別記２に示すとおりとする。

３　位相回転は、データキャリア番号に応じて与えるものとする。なお、初期位相は０とし、１キャリア当たりの位相回転量は17π／128とする。

別記１　キャリア変調マッピング

キャリア変調マッピングの形式は、二相位相変調又は四相位相変調とし、それぞれの入力ビット列と変調信号の振幅（I，Q）は下表のとおりとする。

１　二相位相変調

入力ビット	変調信号の振幅（I，Q）
0	（＋１，０）
1	（－１，０）

２　四相位相変調

入力ビット	変調信号の振幅（I，Q）
00	（0.7071，0.7071）
01	（0.7071，－0.7071）
10	（－0.7071，0.7071）
11	（－0.7071，－0.7071）

別記２　TMCCデータセグメント構成の手順

１　部分受信帯域がある場合、９セグメントで構成される部分受信帯域及び26セグメントで構成される非部分受信帯域のTMCCデータセグメントを同一のTMCCシンボルによって構成する。部分受信帯域がない場合、35セグメントのTMCCデータセグメントを同一のTMCCシンボルによって構成する。

２　TMCC区間に残余のサブキャリアがある場合、それらのサブキャリアにサブフレーム区間のデータキャリアを割り当てることができることとする。

３　２の割当てを行わない場合、残余のサブキャリアに割り当てられる範囲で繰り返しTMCCシンボルを割り当てる。

［新設］